

富山県公安委員会告示第 67 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県公安委員会
委員長 庵 栄 伸

1 意見の聴取の開催日

令和 8 年 8 月 20 日

2 意見の聴取の場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2階 第1会場 意見の聴取室
第2会場 206会議室

富山県公安委員会告示第 67 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 10 日

富山県公安委員会
委員長 庵 栄 伸



1 意見の聴取の開催日

令和 8 年 8 月 20 日

2 意見の聴取の場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 2階 第1会場 意見の聴取室

第2会場 206会議室